

1

協議離婚申入れ

結婚7年で子どもがいない夫婦



解説 = 事例

非常にシンプルな協議離婚の申入れの内容証明郵便である。既に、夫婦関係は破綻しており、**子どももいないことから財産の処理だけである**が、その財産も不動産などは無いために事務的な解決となりやすいケースである。

ただ、**夫に女性問題を抱えている**ようで、その陰の女性をこの問題の有責者として慰謝料などの請求を絡ませてくると、簡単には解決しない事例となろう。

ここでは、女性については特に問題にしないということで、内容証明を書かせた。

妻より家庭を遺棄した夫への内容証明の文例

通 知 書

お元気でしょうか？

このような手紙を職場に送付いたしまして、大変ご迷惑かとは思いましたが、現在貴方がどちらに住まわれているのか分かりませず、やむを得ずこのような方法をとらせていただきましたことお許してください。

さて、誠に残念なことです。私どもの7年間にわたる結婚生活に区切りをつけさせていただきたく本日ここに協議離婚を申し入れます。**貴方が帰宅しなくなってから既に1年が経過しようとしています**。なぜ貴方が家に帰らなくなったのか、今もってその原因が分かりません。結果としては**貴方が家庭を遺棄されたことにより、夫婦関係が破たんに至ったこと**は明白であります。

風の噂によると、親しい女性の影があるやに聞いておりますが、今となっては詮索するつもりはありません。つきましては、この度の協議離婚に当たっての私からの基本的な条件を、下記のとおり記させていただきます。

1、財産分与について

特に財産もなく請求するものではありませんが、現在使用している家財道具や電気製品については、私の所有とさせていただきます。

2、慰謝料について

金五百万円を請求させていただきます。

3、離婚届について

離婚届につきましては、近日中に郵送いたしますので、署名捺印の上ご返送下さい。区役所には私の方で届け出ます。

今となっては、円満な離婚を望みます。いたずらに長引くような条件は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県〇〇市□□5-6-15
和泉 式部

東京都新宿区〇〇町 15-23
株式会社 東京産業内
和泉 太郎 様